

ディスカヴァー・トゥエンティワン委託販売約款

第1条(目的)

本約款は、株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン(以下、甲という)と、取扱店(以下、乙という)における、当社商品の委託販売業務について適用する。

第2条(趣旨)

1. 甲は、甲の書籍、教育用品、小物、ソフトウェア、等(以下、商品という)の販売を乙に委託し、乙はこれを引き受ける。
2. 甲及び乙は、次に掲げる事項を確認し、購入者(以下、顧客という)への円滑なサービスの提供に努めるものとする。①甲及び乙の信用名声の維持向上を図る。②甲及び乙は、商品の販売促進・サービスに関する方針を確立し、互いにこれを尊重する。③乙は、甲の有する商標その他の標章を使用し、良質かつ十分な販売サービス体制を確立して商品の需要の増大及びサービスの充実に努める。

第3条(申込手続き)

1. 販売業務の受託を希望する乙は、ディスカヴァー・トゥエンティワン委託販売契約申込書その他所定の書類を甲に提出する。
2. 甲は、乙が次の項目に該当する場合には、委託販売契約申込の承認をしないことがある。①申込書の内容に虚偽のあったとき。②乙が破産、債務超過、またはそれに準じた状態になったとき。③その他、甲が社会通念上不適当と判断したとき。

第4条(契約の更新)

本契約の有効期間は、締結日より1年間とする。但し有効期間満了日の1ヶ月前までに、乙または甲のいずれからも別段の意思表示がされないときは、同一の条件を持ってさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

第5条(契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当したときは本契約を解除することができるものとし、その被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。①本約款の規定に違反したとき。②不誠実な行為により、社会的信用を著しく害されたり、損害を被ったとき。③公序良俗または法令等に違反したとき。

反したとき。④営業の停止、廃止、その他支払を停止したとき。⑤破産、会社更生、民事再生、特別清算、競売、等のいずれかの手続き申し立てがあったとき。

2. 前項における損害賠償の額については、両者協議のうえ、これを決定する。

第6条(通知)

甲または乙は、商号、住所、電話番号、代表者、事業内容、合併、営業譲渡、その他経営に関する事項に変更が生じた場合には、その都度、速やかに書面をもって相手方に通知する。

第7条(再委託)

乙は、本約款に基づく業務の一部または全部を、相手方の事前の承諾無しに第三者に再委託してはならない。

第8条(委託業務の内容)

甲は乙に対し、次の業務を委託する。①商品の陳列及びそれに伴う販売促進活動。②商品管理に伴う物品管理並びに店頭在庫の確認。③顧客からの代金回収。④棚卸に伴う年1回の在庫確認。⑤前述事項に付帯する一切の業務。

第9条(販促ツールなどの使用)

1. 甲は、乙へ前条の販売業務を委託するに当たり、業務実施に必要な看板、POP、注文書、等の販促ツールと使用方法の情報提供を行う。
2. 販促ツールについては、甲の商品の販売を目的に提供するものであり、目的以外の使用方法が認められた場合には、甲は、回収や指導などの必要な措置を講じるものとする。
3. 乙は、甲より提供された販促ツールを複写・複製してはならない。但し、書面による甲の事前の了解を得た場合には、その内容に従い複写・複製することができる。
4. 乙は、ロゴマークへの加筆修正や他社販促ツールとの比較による誹謗中傷など、知的財産権侵害及び名誉毀損につながる可能性のある行為が発見された場合に、甲は商品回収を行うと共に、第5条に該当するか否かについて検討を行う。

第10条(返品)

1. 乙から甲への返品については、随時受け付けるものとする。
2. 返品方法は宅配便を利用するものとし、当月末日迄に甲の返品倉庫で受入れた商品については乙への当月分の請求金額の精算に反映する。
3. 返品については、原則として、その送料を乙が負担するものとする。
4. 乙は、返品時の商品紛失や誤発送防止を目的に、甲に事前の返品実施連絡を行うものとする。

第11条(販売手数料および精算方法)

1. 甲は、乙に対し定価の75パーセントで商品を流通するものとし、乙の手数は顧客への販売代金との差額分とする。
2. 甲は、毎月末日に締め、その後乙への請求金額を計算のうえ、乙に請求する。
3. 乙は、請求金額を翌々月末日までに甲の指定口座に支払うものとし、それに伴い発生する振込手数料は乙が負担するものとする。

第12条(守秘義務)

甲及び乙は、相手方より開示された本件に関する経営上、技術上及び営業上の情報またはノウハウ(以下、秘密情報という)について厳に秘密を保持し、これを本件のためにのみ使用するものとし、相手方の書面による承諾無くして第三者にこれを開示・漏洩してはならない。但し、情報が次のいずれかに該当する場合についてはこの限りではない。①既に公知のものである場合。②甲または乙より開示を受けた時点で、双方が既に正当に保有していた場合。③甲または乙より開示を受けた後、相手方の責によらず公知となった場合。④正当な権限を有する第三者から開示を受けた場合。⑤法令や政府機関の規則により開示が要求されたときに、当該要求に応じて開示する場合。

第13条(約款の変更)

甲は、本約款を変更した場合には、所定の方法により変更内容を告知するものとする。

第14条(協議)

甲及び乙は、本約款に定めのない疑義が生じた事項及び定めのない事項については、その都度誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

第15条(合意管轄)

甲及び乙の間で本契約に関する訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。